

令和5年度第6回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和6年3月27日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 花巻市文化会館 第5・第6会議室

出席者 委員出席者 11名 高橋 秀憲（会長・富士大学名誉教授）、早野 こずえ（副会長・いわて男女共同参画サポーター）、熊谷 久（花巻労働基準監督署）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、小田島 裕樹（花巻商工会議所）、沼田 弘二（花巻市校長会）、平賀 朋枝（花巻市社会福祉協議会）、草木 幸子（花巻市民生委員児童委員協議会）、晴山 淳子（花巻市地域婦人団体協議会）、高橋 和也（花巻青年会議所）、渡邊 ひとみ（公募）

市側出席者 6名 藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次 第 1 開 会

2 あいさつ

3 審議

- (1) パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度についての説明
- (2) (仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例について
- (3) その他

4 その他の事項

5 閉 会

1 開会 (開会 午後1時30分)

鈴木地域づくり課長 本日はお忙しいところご出席くださいまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。
初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第3次計画では「『だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち』の実現に向けて」という副題が入っております。同性パートナーの問題に関しては裁判所の判断があつたり、様々な意見が展開されているようですが、男女という枠をさらに広げて、お互いが尊重し、みんなが住みよいまちという方向に向かって進んでいく、そのお手伝いをするということになりますので、皆様方の忌憚のないご意見を拝聴いたしたいと思います。

鈴木地域づくり課長 ありがとうございました。

続いて議事に入ります前に、委員の交代についてご報告をいたします。委員名簿14番、花巻青年会議所より選出しております前任の佐藤貴哉委員に代わりまして、高橋和也委員に交代となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは早速議事に入ります。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、

ここからは会長に進行をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

3 審議

(1) パートナー シップ制度及びフ ァミリーシップ制 度についての説明

高橋会長

それでは議事を進行させていただきます。本日は市から説明を受けた上で、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

議題1、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度についての説明を事務局よりお願ひします。

藤村市民協働係長

それでは事務局よりご説明いたします。

まず、会長、副会長をはじめ委員の皆様におかれましては、第3次花巻市男女共同参画基本計画の策定についてご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。計画案につきましては、12月15日の審議会において当方からお示しした原案を適切と認める旨の答申をいただくことをご了承いただいておりました。その上で、議会に議案として提出するまでに、計画の趣旨を変更しない範囲において、文言等に修正等があった場合は、その取扱いを会長に一任いただきことをご了承いただいておりました。答申をいただきました後の議案調整の段階で一部修正や文言を追記させていただいた点がございましたので、主なものについてご説明いたします。

計画の9ページ、第2章 花巻市の現状と課題、第1節 社会情勢の変化、1 少子高齢化・人口減少について、令和6年2月8日に策定されました第2次花巻市まちづくり総合計画及び令和5年12月に改定されました花巻市人口ビジョンの記述に合わせて、次のとおり修正いたしました。9ページの2段落目の4行目、12月15日の審議会時点では、「令和2年は1.29で全国の1.33、岩手県の1.32を下回り、人口を維持するために必要といわれる値の2.07を大きく下回っています。」としておりましたが、合計特殊出生率について、令和3年度のデータを追記し、記述を「また、岩手県環境保健研究センターが公表している合計特殊出生率によると、令和3年の本市における合計特殊出生率は1.25となり、全国の1.30、岩手県の1.31を下回りました。なお、国、県、市のいずれも令和2年の数値からさらに下落しています。」といたしまして、10ページのグラフについても反映させております。この点につきましては、このように修正したい旨を会長にご相談し、ご了承いただいた上で、このように修正をしたものであります。また、51ページには、諮問と答申に関する部分を追記させていただきました。

このような修正を踏まえて、本年2月27日に招集された令和6年花巻市議会第1回定例会に議案として上程し、3月7日の本会議において、原案のとおり可決されましたのでご報告いたします。お手元にございます計画書は、市ホームページにも掲載しております。また、審議会の際に皆様方からご意見をいただきました概要版について、本日は概要版のたたき台といたしましてA4横の資料をお配りしておりますが、こちらにつきましてはレイアウトやイラストなどをより見やすくして、来年度に正式なパンフレットのような形に作成することとしております。完成後には皆様にも周知にご協力いただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

それではパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度につきまして、現時点での国や県内の状況を踏まえてご説明をさせていただきます。

市としてパートナーシップ制度の導入を検討していることは、令和5年3月20日

に開催した令和4年度第2回男女共同参画審議会で皆様にご説明をさせていただきました。令和5年度においても、令和5年6月28日に開催した第1回審議会、8月3日に開催した第2回審議会で、先例自治体の制度の概要や当市が制度を導入する場合に検討している要件などについてご説明をさせていただいております。

それ以降の検討経過として、パートナーシップ制度を条例により導入した先例自治体である愛知県岡崎市と東京都国立市の視察を本年2月に行いました。制度導入から国立市が3年、岡崎市が2年を経過しておりますことから、制度導入までの経緯や導入後に見えてきた課題などについて具体的にお話を伺ってまいりました。

なお、2月27日に行われた令和6年第1回花巻市議会定例会での市長施政方針演説で市長が述べましたとおり、本年中に条例によるパートナーシップ制度の導入を目指しております。導入に当たっては市民参画も行い、広く市民の皆様からご意見を伺うこととしていることから、本日改めて市の考えをご説明申し上げた上で、男女共同参画審議会委員の皆様からご意見を伺いたいと考えたところであります。

それでは、令和5年8月3日開催の審議会以降に検討した内容を含めてご説明を申し上げます。

最初に、性の多様性に関してご説明をいたします。お配りしております資料No.3、広報はなまきの記事をご覧ください。こちらの記事に、「日本では人口の3%から10%がLGBTとの調査結果もあります。」との記述があります。このLGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として用いられます。LGBTについては、左下の図でお示ししております。この性的少数者の方々は、自分が周りからどう見られているか、本当のことを見つめても受け入れてもらえるのか、という不安を抱えながら生活している方が多いと認識しております。

そのような中、国は令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定し、施行されました。資料No.6をご覧ください。この法律の第3条の基本理念には、「すべての国民がその性的指向又はジェンダー・アイデンティティ（性自認）に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるもの」であり、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と規定されています。また、法第5条には、「地方公共団体の役割として、『国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、（中略）国民の理解の増進に関する施策を策定し及び実施するよう努める』と規定されております。

当市では、これまで第2次花巻市男女共同参画基本計画の基本目標の一つに男女共同参画の理解の促進を位置付け、LGBTの方々、先ほどの広報にもありますようにQをつけてLGBTQと表記することもありますが、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を実施してまいりました。具体的には、性的少数者への理解促進についてのセミナーの開催や、県の男女共同参画センターが行う出前講座を市内の中学校、高校で実施いただくなど、理解促進に向けた取り組みを行っておりますほか、性的少数者の方々と業務上接することが想定されることから、必要な配慮などについて、職員に対しても研修を行っているところであります。

こうした取り組みの一環として、資料No.3の広報記事でございますが、5月17日の「LGBT嫌悪に反対する国際デー」、日本では「多様な性にYESの日」として記念日認定されていることから、この日に合わせて市としても毎年広報に記事を掲載しているものであります。

なお、これらの取組については、審議会委員の皆様にもご意見をいただき策定した令和6年度からを計画期間とする第3次男女共同参画基本計画においても継続して取り組もうと考えているものであり、計画書の36ページ、基本目標1（3）性に関

する理解の促進と生命の尊重では、パートナーシップ制度の導入検討についても記載しております。

次に、市が導入を検討しておりますパートナーシップ宣誓制度ですが、この制度は性的少数者のカップルの関係について、制度を導入したそれぞれの自治体が証明するものであります。東京都渋谷区とNPO法人虹色ダイバーシティの合同調査によりますと、令和5年6月28日時点になりますが、全国で328自治体が制度を導入しております。性の多様性に関する理解が進む中で、全国的に制度の導入に向けた動きが広まっております。

県内では、お配りしております資料No.1にありますとおり、令和4年12月に一関市が導入したのをはじめとして、現時点で4自治体が制度を導入したほか、本年4月には、北上市、大船渡市、陸前高田市、久慈市、紫波町、平泉町でも導入する予定となっております。今後ますます導入が進むものと見込んでいるところですが、いずれも議会の議決によらず、首長の決裁による要綱での制度の導入となっております。

制度を導入している自治体の例を見ますと、制度利用者へ提供するメリットとして、パートナーと共に公営住宅への入居が可能となることや、病院でパートナーが家族と同じように病状説明を受けることが可能になるなどの例があるようですが、その内容は、導入している自治体ごとに根拠や交付できる書類、対象等が異なり、同性に限らず異性間の事実婚カップルも対象としているところもございます。

なお、一般的にパートナーシップ宣誓制度は自治体ごとの導入であるため、転出によって自治体が認定した効力が失われたり、転出先で利用申請する際に職員に再度カミングアウトしたりすることが利用者の心理的負担になると指摘されております。また、自治体が発行するパートナーシップ証明書などは公的な証明ではあるものの、パートナーシップ制度自体に法的な効力はないことから、健康保険の被扶養者や所得税の配偶者控除が受けられないなど、法律上の夫婦と比べて不公平と感じる当事者の方々は少なくないのではないかと考えます。

先ほども申し上げましたとおり、パートナーシップ宣誓制度については法的に認められた婚姻関係ではないことから、転出された際などに当事者に新たな心理的負担を生じさせる可能性もありますが、性的少数者の方々は、現在の法律では自分が望んだ同性パートナーと結婚することができないことから、導入を望む声が一定程度あること、また、導入することによってパートナーとして自治体から認められることなどにより、当事者の方々が生活していく上で感じている不安を一部でも解消する手立てとなる可能性も認識しております、このことは意味のあることと考えております。

お配りしている資料No.2をご覧ください。こちらは令和6年第1回花巻市議会定例会での市長の施政方針演説を抜粋したものになりますが、下線部について読み上げます。「当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず異性間の事実婚を含むパートナーシップ及びパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。」と表明いたしました。8月に開催した本審議会では、当市では同性に限ったパートナーシップ制度の導入を進めているとご説明をいたしました。その後、第3次計画策定に当たり、計画に性の多様性の項目を盛り込むことから、委員の皆様から「当事者や専門家のご意見を聞いて進めてはどうか」というご意見をいただきましたので、当事者を支援する団体からご意見を伺いました。団体からは、「事実婚が入っていた方が、対象が広くなって、同性カップルもパートナーシップ制度を利用しやすいという声を聞いたことがある。」「法律婚ができる異性間のカップルでも旧姓を使用したいため、結婚を選択しない方々もいらっしゃるので、異性間の事実婚も含めた方が良い。」「制度に対して反対の意見もあると思うが、行政側でどういう気持ちで条例を作っていくのかが大切だ」というご意見をいただきました。こうしたご意見

をいただいたこと、それから他の自治体の例も踏まえまして、当初は対象者を同性に限った条例として検討してまいりましたが、ファミリーシップ及び異性間の事実婚を含めたパートナーシップ条例を検討してきたものです。

制度を条例で規定している自治体は、一般財団法人地方自治研究機構のホームページによりますと、令和6年2月27日時点では全国で15自治体のみであり、現時点においては東北の自治体はありません。条例の制定に向け先進事例の調査を行いながら、当市として制度の内容を検討してきたところであり、市としては、同性に限らず、いわゆる事実婚を含めたパートナーシップとお二人の子や親を家族と同じような関係として認めるファミリーシップ制度も併せて導入することとし、この内容について市民の皆様のご意見を聞く市民参画を行った上で、最終的には、議会での議論もいただいて議決を経て制定される条例による導入に向けて検討を進めているところです。

以上でパートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について、現時点での国や県内の状況を踏まえた市の考え方についての説明を終わります。

高橋会長

花巻市の考え方などについて、事務局より説明がございました。このことについて、皆様に率直なご意見を伺いたいと思います。ご意見や質問のある方は、举手をお願いいたします。

特にございませんか。これまで少しづつお話を伺っているもので、具体的にどうするかということと併せて考えていただいた方が分かりやすいかもしれませんので、次に（2）（仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例についての説明をお願いいたします。

（2）（仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例について

藤村市民協働係長

お配りしております資料No.5、資料No.6により、現時点での花巻市の考え方についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料No.5をご覧ください。こちらは条例素案のたたき台になるもので、これから皆様方のご意見を伺いながら、変更しなければならない点が生じた場合には変更させていただくものとなっております。

それでは名称から説明をさせていただきます。名称は「（仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」及び「（仮称）花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例施行規則」です。条例と規則の比較表になりますけれども、表の左側が条例、右側が具体的な手続きの方法となる規則をお示しております。本日は、条文の要点を絞ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに目的について、条例の第1条関係になります。第1条「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条及び第5条に基づき多様な性を認め合う社会を実現するとともに、パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の実施により法律上の婚姻制度を利用することが容易でない者の生活上の困難や生きづらさの軽減を図り、誰もが個人として尊重される地域社会の実現に資することを目的とする。」としております。目的につきましては、先ほどもご説明しました資料No.6の法律第3条基本理念と第5条の地方公共団体の

役割に基づいて、花巻市の考え方を示したものになります。

次に、用語の定義について、条例第2条関係になります。(1) 性的指向、(2) ジェンダー・アイデンティティの定義につきましては、法律の第2条第1項の規定を引用しています。性的指向は、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。」としているものです。ジェンダー・アイデンティティは、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。」としているものです。(3) 性的マイノリティは、ジェンダー・アイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。(4) パートナーシップは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます)をいいます。この括弧内の記載によりまして、事実婚の方が制度の対象であるということをお示ししているものになります。(5) ファミリーシップは、パートナーシップにある2人が、子(養子を含みます。)、又は親(養親を含みます。)と家族として協力し合う関係をいいます。(6) 宣誓は、パートナーシップにある2人が、互いにパートナーシップ又はファミリーシップであることを市長に対して誓うことをいいます。

次に宣誓の方法、こちらは条例第6条関係になります。(1) パートナーシップの宣誓は、宣誓しようとする者の連名により、宣誓書を提出することにより行います。ファミリーシップの宣誓は、パートナーシップ関係にある2人の連名により行います。宣誓できる期間は、パートナーシップの宣誓と同時又はパートナーシップの宣誓が有効である期間となります。15歳以上の子又は親をファミリーシップの対象とする場合には、該当の方からの同意書が必要です。

宣誓の要件については条例第7条になります。パートナーシップの宣誓をする場合は、「成年に達していること」、「宣誓をしようとするお2人のうち、少なくとも一方が市内に住所を有していること、又は宣誓をした日から3ヶ月を経過する日までに市内への転入を予定していること」、「配偶者がいないこと」、「共に宣誓をしようとする相手の方以外に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと」、「共に宣誓をしようとする相手の方以外に、パートナーシップにある者がいないこと」、「共に宣誓をしようとする相手の方が、近親者でないこと(養子縁組によって近親者となった場合を除きます。)」、「過去に虚偽の宣誓や受領証の不正使用などで無効となったことがないこと」の要件全てを満たしている必要があります。

ファミリーシップの宣誓をする場合は、「パートナーシップの宣誓をしていること(パートナーシップの宣誓と同時にファミリーシップの宣誓をする場合も含みます。)」、「ファミリーシップの対象とする15歳以上である子及び親について同意を得ていること」の要件を満たしている必要があります。

次に、宣誓にかかる必要書類については、規則の第3条関係になります。パートナーシップ及びファミリーシップを宣誓しようとする者は、宣誓届に第3条に記載の書類(本人確認書類を含みます)を添えて提出するものとします。こちらについては記載のとおりとなりますので、ご確認いただければと思います。

通称の使用は、条例第8条、規則の第4条になります。宣誓をしようとする方が通称の使用を希望する場合、宣誓書に戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができます。この場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付していただくこととしております。

受領証等の交付・再交付につきましては、規則第5条、第6条に規定しているものになります。パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを交付します。

宣誓の解消につきましては、条例第9条、規則第7条になります。解消したい場合

は、解消届を出していただくことになります。ファミリーシップの対象者の場合は、15歳以上の子や親に限りますが、ある程度の年齢に達して自分で判断ができるようになった場合には、宣誓の記載事項から自分の名前を削除することを申し立てができるとさせていただきました。

受領証の返還につきましては、条例第11条、規則第9条に記載をさせていただいております。

宣誓の無効は、条例第12条に記載しております。こちらは虚偽や不正な方法によって受領証の交付を受けた場合ですとか、ルールを守らなかった場合においては無効としますということを記載しております。

受領証等の記載事項の変更につきましては、条例第13条、規則第10条に書いております。

番号の公表につきましては、条例第14条に記載しております。こちらは宣誓をしていただいた場合に、宣誓ごとに番号を付番しようと考えておりまして、受領証の返還が必要となった際に返還されない場合には、悪用を防ぐために受領証の交付番号をインターネットなどによって公表しようとするものになります。

受領証の交付証明は、条例第15条、規則第13条に書いております。

事務的なことになりますけれども、宣誓書の保存期間は、戸籍と同じように保存年限を定めまして、きちんと管理をさせていただきたいということを記載しておりますし、交付状況を明確にするために台帳を整備して、こちらで管理をさせていただきたいということを規定しようとするものになります。

次に、附則の2番目、花巻市男女共同参画推進条例の一部改正についてです。こちらは、委員の皆様の所掌に関する部分の改正となります。お配りしております第3次計画書の67ページをご覧いただきたいと思います。花巻市男女共同参画推進条例第13条に審議会委員の皆様の所掌を記載しております。そこに一つ付け加えることとして、第3号として「本条例の第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解に係る施策の実施に関するこ」を加えようとするものになります。皆様の役割が一つ増えますということを付則によって規定しようとするものになります。

条例と規則の説明については以上になります。

大竹地域づくり課 長補佐

若干補足いたします。ただいま藤村から申し上げましたのが花巻市の条例、規則のたたき台ということであります。名称も仮称ということで、これから調整、検討をさせていただきたいというものでありますので、ご了解をいただきたいと思います。

資料No.4として、盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度のガイドブックを配布しております。先行自治体の例もご紹介させていただいた方がより分かりやすいのではないかと思いまして、盛岡市の担当課から了解をいただいておりますので、こちらの資料で紹介をさせていただきたいと思います。

1ページ目には、「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは」ということで制度の概要が記載されております。第1段落で制度導入の考え方、第2段落では制度の概要、第3段落でパートナーシップだけではなく、ファミリーシップについても導入するということが書かれております。宣誓する方に、子や親がいらっしゃる場合、家族として併せて受領証に氏名を記載することができますというのがファミリーシップの考え方ということであります。そして最後に「この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていくよう、市が応援するものです。」という市の考え方方が記載しております。

2ページ目は制度を利用できる方が書かれております。こちらは盛岡市がこのように考えているということであります。一番下には、近親者等については制度を利用で

きませんと書いております。これについては、盛岡市はこのように考えているということで、花巻市については先ほど藤村からご説明を申し上げたとおりであります。

3ページ目については、手続きの流れについて記載をしております。

4ページ、5ページには届け出に必要なもの、交付書類が書かれております。5ページの交付書類には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証と書いております。私どもも受領証という表現で先ほどご説明をさせていただきました。法律による婚姻の場合は、婚姻届をいただいても受領証というものは出さず、後ほど戸籍謄本や住民票に反映されることになります。パートナーシップ制度の場合は、婚姻とは違い、あくまでも市がお二人の関係を証明する制度であります。有効な宣誓書類を市が受け取り、それを証明する受領証を交付するということを現在考えているところでございます。そして下段でありますけれども、受領証の簡易版と申しますか、カード形式で普段持ち歩けるものも盛岡市では交付しており、お二人の関係はこれで証明できるものとなっております。例えば、病院などに行って病状説明を受けようとするとき「私達は市が認めたパートナー関係です。」と提示するために、普段持ち歩きできるようにカード形式のものも一緒にお配りをしているということで、他の自治体でもこうやってお配りしている例がございます。

6ページ目、再交付手続きということで、紛失等があった場合には再交付をいたしますということです。届出事項の変更手続きであります、婚姻の場合には、住所の変更等があった際に、住民基本台帳等から追うことが比較的簡単にできるわけですが、市役所の中でも住民基本台帳にアクセスできる職員の権限というのは限られています。パートナーシップの手続きについては地域づくり課で対応しようと考えておりますが、私どもにはその権限がございませんので、お届けをいただいた方々に自ら変更届をしていただかないと分からぬということになります。これが法律上の婚姻と違うところでございまして、多くの自治体が男女共同参画部署や企画の部署でパートナーシップを担当してございますので、このような届出をお願いするというような形式となってございます。それから、返還手続ということですけれども、パートナーシップを解消したときとか、宣誓者的一方がお亡くなりになったときには、受領証をお返しくださいということを盛岡市では定めているということであります。

7ページの下段には無効になる場合について記載されておりますけれども、「宣誓届の内容に虚偽があったときには無効になります。」ということであります。それから「宣誓日以降に宣誓の要件を満たしていないことが判明したときには無効になります。」とされております。無効になった場合は、受領証とカードを返還してくださいということと、無効とした受領証等の交付番号を市のホームページで公開しますということであります。

8ページからはQ&Aになっております。

12ページには、利用できるサービスということで記載されておりますが、これはあくまでも盛岡市の場合は、パートナーに代わって納税相談ができるとか、パートナーを家族とみなして市営住宅の入居を認めるということであります。13ページには市立病院での患者への面会と書いてあります。盛岡市は市立病院を持っていらっしゃいますので、市の権限でこういったことが決定可能となります、花巻市の場合は市営病院を持っておりませんので、同じことをしようとするのであれば、医師会などに要請をする必要があります。あとは市町村がパートナーシップ制度等を導入した場合には、県の施設でもその効果を適用できます。盛岡市の場合は、県立病院もありますので、県立病院でもパートナーシップ制度の利用者が病状説明などを受けられるということになります。全国の市でそれぞれ違いますけれども、その中でも多いのは市営住宅等の入居の要件というようなことになってございます。

15ページでは、盛岡市の要綱をご紹介しております。何度も申し上げますけれども、

これはあくまでも盛岡市が実際に導入している例ということで、こういったことを参考に本日、当市のたたき台をお示しさせていただきました。

これから皆さんからもご意見を伺ってまいりますほか、内部でもさらに検討を進めまして、パブリックコメントに提示する案を作つてまいりたいと考えてございます。

補足の説明が長くなってしましましたけれども、本日は率直にご質問やご意見をいただければと思います。また、この後、当事者を支援する団体の方々に私どもでもご意見を伺いたいと考えておりますので、その際にこういったことを聞いてほしいというようなことがありましたらそういうご意見でも構いませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋会長

具体的な素案のたたき台の内容ですとか、盛岡市の先行事例ということでご説明いただきました。かなり具体的なイメージがつかめてきたのではないかと思われます。このことについて、委員の皆様の率直なご意見を伺いたいと思います。

佐藤委員

先ほどの説明の中で、盛岡市の利用できるサービスの例を説明いただきましたが、本市の場合も大体これに近いような形で考えられるのでしょうか。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご質問ありがとうございます。

私どもの方でも市役所内部にこういった制度の導入を考えているので、当事者の方々に提供できるメリットについてご検討くださいということで各課に照会をかけておりまして、その内容を検討しているところでございます。その際には、先行して制度を導入している自治体ではこのようなことをやっておりますということもご説明申し上げておりますので、できる限り広い範囲で提供できればというように考えております。ただ、法令に基づいてやっているようなものについては難しいものですから、市にある程度裁量があるものということで考えているところでございますので、そういう点ももう少ししたらお示しをして、審議会の場でもご意見等をいただきたいと考えてございます。よろしくお願ひします。

高橋会長

渡邊委員、お願ひします。

渡邊委員

去年、この審議会でも事実婚も認めた方がいいという意見が出ていたので、そのようになってよかったですと思います。

それから、去年話し合ったときに出てきたのが、実際に制度が導入された場合に、例えば学校で問題があつたらどんなふうに対応したらいいのだろうかという質問や意見も出たかと思いますけれども、先行自治体を調査した際に、実際に制度を運用するに当たって、困ったことや迷う場面があつたかというようなことは聞いてらっしゃるのでしょうか。それも含めて、準備する必要があると思いますし、条例そのものは市民にとっては分かりにくくてあまり見ないものですが、一番気になるのはガイドブックで、ガイドブックによって市民の皆さんのが理解して利用することになると思うので、これがすごく重要なものだうなと思います。ガイドブックを作る際に、実際に導入した後に起こったトラブルなどがどういうものだったかというのを把握していらっしゃるのかを聞きたいです。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご質問ありがとうございます。

先ほど2月に視察に行つたとお話しましたが、視察先から聞いたお話では、制度を悪用された例というのではないということあります。ただし、申請主義ということで、適切な書類が出てきた場合には信じるということでありましたので、例はない

のですけれども、市営住宅に入りたいがために関係性を偽って宣誓されるということは懸念されるという正直なお話もいただきました。

あと、もう一つ考えられるのは、制度を利用している場合のアウェーティングです。「あそこに住んでいるのは同性のパートナーだ」というようなことを、本人の意思に關係なく公表されるという点は心配されるところです。先ほど盛岡市の例で宣誓者に交付するカードをお示しましたけれども、視察に行った国立市の場合は受領証カードが二つ折りのもので、普段財布に入れているときは名前などを隠して、プライバシーを守れるように配慮して作っておられました。私どももこれはぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

渡邊委員がご心配されているのは、周りの理解がないということだと思いますけれども、LGBTなどに大変お詳しい弘前大学の山下先生は、行政担当者の集まりで、「理解促進に取り組んでいても、なかなか理解は進まない。皆さんは行政の職員なのだから、制度を作ることができる。制度によって理解を広げる方が広がりは早い。」とおっしゃっておられました。

また、花巻市が先行自治体と違いますのは、国による法律整備の後だということです。他の自治体は全て、去年のLGBT理解増進法の導入前に条例を導入しております。ですので、私どもは理解増進につきましては、法律によってされるものというように考えております。私どもとしてはご覧になっていたパートナーシップ制度に特化した内容で条例を考えているということあります。

理解増進ということが出ましたので、今日の岩手日報の声の欄に盛岡市の高校生の投稿がありました。「LGBTQ+認識広まって」ということで書かれておりますので要約して紹介します。日本のLGBTQ+層は、約10人に1人で左利きの人と同じ割合で、昔は左利きの人はある意味差別的な呼ばれ方をしていたけれども、今はそういうことはない。左利きと同じくらいに認識が広まればいいなと思うということでした。こういった認識が広まるように、私どもとしても理解増進法の趣旨を踏まえ、皆様方にご意見をいただいて策定した第3次計画の中で、理解増進に引き続き努めてまいりたいと思います。パートナーシップ制度の導入に当たっても、パブリックコメント等を行いますので、そういった場面も通じまして、理解増進等に努めてまいりたいというように考えております。

高橋会長

小田島委員、お願いします。

小田島委員

運用方法に関して質問ですが、受領証の交付によりパートナーであることを証明する形をとるということですが、交付に関する番号は住民票に紐づくような形になってくるのでしょうか。

大竹地域づくり課
長補佐

受領証の番号でございますが、これは住民票に紐付くというような考え方ではございません。他市の例ですと、受領した順番の通し番号ですとか、そういった形でやっています。これについては法律的根拠を持たせることができませんので、独自の台帳の管理ということで、他市でもそのように運用しているということで認識をしてございます。

小田島委員

そうであれば、重複する可能性もあるということですね。

大竹地域づくり課
長補佐

おっしゃるとおりでございます。花巻市の中で重複ということはありませんけれども、住民票ですとか戸籍に記録がございませんので、例えば花巻市で登録をして、一方の方が盛岡市で別の方とパートナーシップを締結するということは実際にあり得

ることでございますし、私どもも心配をしているところでございます。先ほど申し上げましたように、適切な書類が出てくれば宣誓される方々を信じるしかないというように考えてございます。同じように、一方が市内に住んでいれば届出可能ということにしておりますので、盛岡市と花巻市にお住まいのカップルが、花巻市と盛岡市でそれぞれパートナーシップの届け出をするということは実際にあり得ることで、禁止の規定にはなっていないということあります。法律婚と比べて考えますと分かりづらいところが多くありますけれども、今時点ではこのように考えております。

高橋会長

その他ございませんでしょうか。

早野委員、お願ひします。

早野副会長

現在、G 7で同性婚や婚姻と同等の権利を保障するパートナーシップ制度を国レベルで導入していないのは日本だけだそうです。なので、同性婚の法制度が整備されていない代わりに、戸籍上同性であるカップルを地方自治体が婚姻に相当する関係にあると認めるパートナーシップ制度が運用されているところが多いということです。最近では、同性婚の合憲性を正面から問う集団訴訟もありました。

今回私が一番思ったのは、盛岡市で利用できるサービスのところで、市立病院でなければ馴染目なんだということです。

子育ての話をしますと、何かあったとき国立病院や個人病院を利用することもあります。そういうときに病院によってパートナーが話を聞けない、一緒に入れないといることになると辛いだろうなと思います。規則とか制度についてはたくさん記載があるのですが、権利やサービスについては本当に少ししか載っていないというのが印象的でした。なので、先ほどおっしゃったように、ある程度、市に裁量があるものということで作られているんだと思うのですが、できる限りのサービス提供をして欲しいなと思います。

**大竹地域づくり課
長補佐**

視察に行った市の中でも、そこの市では病院を持ってないために、民間の病院に協力要請を行ったというお話をされておりました。ただ、民間の病院の回答は「うちの患者にはそういう方はいらっしゃいません。」というもので、非常に残念な思いをされたということでした。それでもそこの市の方は、理解を得るためにお願ひをして歩いたということでありました。残念ながら、民間の方々にはあくまでも協力の要請しか私どもとしてもできないということは、そのとおりであります。早野委員からいただいたご意見につきましては、府内で提供できるメリット等を検討する際に、委員の方々からもこういった意見をいただいておりますのでなるべく可能なものについては適用できる形でご協力を願いしたいということで、お話をさせていただきたいと思います。

高橋会長

ご意見ございませんでしょうか。

高橋委員、お願ひいたします。

高橋（和）委員

民間への周知をどういう方向性で進めていくのかというのが気になっていました。例えば、雇用する上で家族手当だとか、そういう面でも法律婚と事実婚で差が出てくるのかなというのは企業さんであると思いますし、また行政のサービスというのも受けられるものに差が出てくると思います。そういうところも合わせていくことで男女共同参画というところに近づいていくような気がするので、その方向性のお考えを聞きたいなと思っていました。

**大竹地域づくり課
長補佐**

提供できるサービスに差が出ているというのはそのとおりでございます。パートナーシップ制度によって法律的な効果が生まれるわけではないと申しました。一番顕著なのが扶養に入るかどうかということです。これは法律上の婚姻ではありませんので、パートナーでも扶養に入ることができませんし、健康保険に入ることもできません。それから、財産の相続等、法律の範囲で生まれる権利につきましては、適用されないということです。先ほど早野委員から集団訴訟の話がありましたけれども、そういうサービスを等しく受けられないのは不公平だということで、それが訴訟の理由の一つにもなっております。民間に対しての周知をどのようにするのかというご質問につきまして、花巻市としては条例での導入を考えているということでありますので、条例で導入するということは議会にかけるということです。市だけで決めるのではなく、市民の代表の皆さんで構成される議員の皆さんに議論をいただくということです。そしてその前段で、市民参画を行うということにしておりますので、まずはパブリックコメントで条例案等をお示しして、広く市民の方から意見を募集いたします。そして、様々な立場の方々がお集まりになっている男女共同参画審議会でご意見をいただくのも市民参画の場としております。さらに、花巻市では、花巻、大迫、石鳥谷、東和に地域自治推進委員会と地域協議会という協議会を置いておりまして、この場でも案を示させていただいて、ご意見を頂戴してまいりたいというように考えてございます。

市だけで条例案を作つて議会に提案するのではなく、本日このような場でもご意見をいただきながら検討して、案に反映させるべきことがあれば反映させていくということで、これについて様々な意見があると思いますので、なるべく多くの意見をいただきたいと考えております。また、そのためには、市が考えていることの情報の提供が必要ですので、広く市民にそういった情報を提供してまいりたいというように考えております。

藤村市民協働係長

企業の方々ですか民間の方々に対しまして、この条例が制定されましたならば、市民向けのガイドブックですか企業向けのチラシを作ろうと考えているところです。弘前市では賛同いただける企業にステッカーを配布し、お店に貼つて、このお店では同性パートナーの方々もサービスを利用できますよというのを目で見てわかるようになっているとのことでした。そういうところも含めて、花巻市としてはどういうのがいいかというのをこれから検討していくかと思っていますし、もちろんホームページ等でも周知をさせていただきたいと思っています。また、青年会議所さんにもご協力いただきながらセミナーの開催もしておりますので、そういうセミナーでも研修として取り上げて広く周知できればと思っておりましたので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございます。
草木委員、お願ひいたします。

草木委員

話を聞いておりますと、当事者の方にとって本当にかゆいところに手が届くものになっているのだろうか、この制度の導入が嬉しいのかなというふうに率直に感じました。市でも色々と勉強して、導入後の改善策なども聞いてきたと思いますけれども、こうしたところも細やかに花巻の条例に活かしてほしいと思います。それから既に導入したところでこんな不都合が出ているということなど、もう少し当事者の方から聞いていただきたいと思います。私たちは察することはできても、本当の痛みは当事者じゃないと分からぬと思うので、こうした細やかなところまで精一杯取り入れましたというふうにしていただきたいと思います。

藤村市民協働係長

先ほどの説明の中でもお話をさせていただきましたけれども、第3次計画策定の際にも、審議会委員の皆様から当事者の方々や支援する方々からお話を伺った方がいいというご意見をいただきて、実際に支援団体の方々からお話を伺わせていただきました。やはりお話を伺って気付くことが多々ありましたので、今回もこの会議の後、再度支援団体の方々とお話をする機会を設けております。そこでも今のお話を伝えして、中身を見ていただいた上でご意見を伺い、再度パブリックコメントにかける素案を仕上げてまいりたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。
晴山委員お願ひいたします。

晴山委員

男女共同参画基本計画も第3次となつてございますけれども、どこまで浸透しているかというと、見えるところもあるのですけれども、まだまだかなというところの方が多く感じます。なので、このパートナーシップについても条例をなぜ作るか、普通に出てきている問題なので取り組んでいくべきではありますけれども、この条例をつくるに当たっても、もっと真剣に勉強しながら一つ一つ、条例に向かって考えていった方がいいのではないのかなと思いました。

先ほども言いましたが、当事者の意見とは言いますけれども、花巻の方でも当事者がいるということですよね。それで検討が始まっているかと思いますけれども、そうした方々の悩みとかもまだ全然分かっていないので、そうしたことが分かる場面も欲しいなと私は思っています。

**大竹地域づくり課
長補佐**

当然花巻市の中にも、当事者はいらっしゃるということですが、正直申し上げまして、少なくとも地域づくり課には当事者の方々から制度を導入してくれといった要望をいただいたことはございません。ただ、議会の質問の中で、花巻の中にも当事者がいらっしゃって、議員に相談があったので、相談を受けた議員からパートナーシップ制度を導入してくださいというご質問をいただいたことがあります。そして当事者の方から相談があったわけではありませんが、他の議員の方からも最近はよくご質問をいただいていることがありますので、間接的にではありますが私どもにもそういう声をいただいているということです。先ほど申し上げましたとおり、10人に1人はいるということでありますので、当然そういった方はいらっしゃると考えております。

実際に当事者の方々が一番望むのは、同性婚が法律で認められることだと思います。ただ、国において今の時点では、理解を増進しましょうという法律は去年できましたけれども、そこに同性婚の規定は入っておりません。それから法律整備の動きがありませんので、控訴審で一つ目の判決が出ましたけれども、結論が出るのはまだ時間がかかると思います。ですので、法律婚と同じ権利はご提供できないものでありますけれども、市としてそういう方々の関係性を認めていきましょうというのが、私どもが考えておりますパートナーシップ制度でございます。きっかけは、先ほど申し上げましたように、議会でそういう方々からの声を代弁してご質問をいただいたということも一つでありますし、当事者の方々で声を上げられない人もいるだろうということで考えたところでもございます。

第3次計画を策定する際に、皆様方から課題が多くて、地域づくり課の職員に対応できるのかということをご心配いただきました。その際に、優先順位を決めて進めていきますということでお話を申し上げておりますので、今回はパートナーシップ制度の導入を進めていくということでお話をさせていただいているところでございます。

ご意見をいただきながら、条例を作つてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

高橋会長

平賀委員お願ひいたします。

平賀委員

会議で制度の説明を受け、何となくは分かってきましたし、やはり当事者の方たちはすごく関心があると思うのですけれども、先ほど間接的にしか相談がなかつたということで、当事者の方たちはなかなか直接声を上げづらいところもあると思います。そうなると周りの方たちの理解が必要だと思います。盛岡市のガイドブックにある利用できるサービスというのも、当事者の方たちはこういうことができるんだなというのは理解すると思うのですけれども、制度が始まって、いざアパートの隣に住んできたとか、保育園でそういった同性の方がいたというときに、理解をいただけるように、企業の方向けにチラシ等も作成されるということでしたが、例えばイラストとかも使いながらで分かりやすい説明が入っていると理解も進むのではないかと思います。

高橋会長

沼田委員、いかがでしょうか。

沼田委員

今日の資料で、条文化されたものを見て、こんな感じになるのかということは分かったのですけれども、やはり実際の生活場面に落として初めて理解が進むということがあるのかなということを改めて思います。そういう意味では盛岡市のガイドブック的なものがあると、さらに理解が進んでいくのだろうなというふうに思つて資料を拝見させていただいておりました。

花巻は東北でも例がない条例で定めようということで、生きにくいという思いをしている方達に対しての強いメッセージになると感じていますので、具体的な策定が早く進めばいいなと思って聞いておりました。

高橋会長

ありがとうございます。

熊谷委員、いかがでしょうか。

熊谷委員

この条例を進めていく中で、市民から意見を聞きながら進めていくという過程が理解増進のために必要だと思いました。

子どもの同意は15歳以上から必要ということで、15歳未満の子どもは自分で判断できないから、対象外としているのだなと思いましたし、台帳も永年で取つておかないといけないのではないかと思ったところでございます。

いずれにせよ、条例ということで、東北で例のない形で進めていくわけでございますので、作成の手順をしっかりとやっていくことが大事かなと思ったところです。

大竹地域づくり課
長補佐

私の方から、平賀委員と沼田委員からいただいたご意見についてお答えさせていただきます。

市民に分かりやすいパンフレットについては作つてまいりたいというように考えております。ちょうど昨日、岩手県から性の多様性について考えようというパンフレットが届きました、地域づくり課の窓口にも置かせていただいております。こういったものも活用しながら、そして今年もセミナー等を行なながら理解増進に努めてまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたけれども、山下先生のお話で、制度を作ることによって理解を広げていくということができるるのは自治体だけということですので、そういった方法で理解を広げていくということについても私どもとしては取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、視察に行った市の例でございましたが、アパートに入居したいという同性カップルの方々がいらっしゃいまして、大家さんから同性同士は駄目だとお断りをされたが、市の行っているパートナーシップ宣誓書を持ってきてくれれば認めますということがあつたということでした。市が制度を作るということについては、そういう効果もあるのかなということで伺つてまいりました。そうした事例も伺つてまいりましたので、理解に繋がるように制度も考えてまいりたいと思っているところであります。パンフレットも頑張つて作りたいと思いますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

熊谷委員からお話のありましたファミリーシップについて 15 歳以上から同意が必要であるという件につきましては、藤村よりご説明いたします。

藤村市民協働係長

花巻市では、15 歳未満の方々につきましてはパートナーの方々の署名のみで、ファミリーシップを結ぶことができるとさせていただいております。15 歳を基準とする考え方につきましては、民法で 15 歳を区切りとして自己決定ができるというような考え方をしております。養子縁組についても 15 歳を区切りとして、自分で養子縁組をするかどうかの判断ができることになっておりましたので、それに倣いまして基準を設けているところになります。また、他市の事例についても、大体がそのような基準としておりましたので、そちらの方も参考にしながら花巻市でも 15 歳とさせていただきました。

高橋会長

ありがとうございます。

一つ一つ細かく考えていくと際限のない広がりを持つ大きな問題だと思います。今回の資料によりますとファミリーシップや事実婚も入ってくるわけです。そのあたりの方向性としては、同性間のパートナーシップだけでなく、ファミリーシップや事実婚も含めて検討するということに関してご意見は特にございませんでしょうか。

特にないということですね。後の細かな点は様々な委員の皆様からご意見をいただいておりますが、特に当事者に届くような、それから関わる一般市民への周知、理解を求める手段、方法に工夫を凝らしていただければいいのかなと感じました。今日が最後ということではなく、今日は素案のたたき台の段階ということです。

あとは先ほどお話ありましたけども、当事者団体の方のヒアリングも予定されているということですが、聞いてほしい点などございましたら、お問い合わせをしたいと思います。

早野副会長

当事者の方々とミーティングされるということなので、いろいろ話していく思ったのが、子どもを 2 人で持つて育てても、戸籍上は夫婦ではないから、父子家庭とか母子家庭という片親になるのかなとか、父や母と書けない場合があるのかなというのが浮かびました。また、当事者の方とのミーティングの中で絶対出る話題だとは思うのですが、実際の婚姻関係と違ってすごく苦しいところやもどかしいところは何かということを、実現して差し上げられるかどうかは別として聞いていただければと思います。

4 その他

高橋会長

議題の 4 番としてその他というのがございますが、何か質問、意見がございましたらお問い合わせをしたいと思います。

それでは事務局の方からお願ひします。

藤村市民協働係長

それでは今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

本日はたくさんのご意見をありがとうございました。いただいたご意見につきましては、こちらの方でも検討して、また皆様の方にその結果をお伝えできればと思っております。

今後のスケジュールになりますけれども、4月4日に当事者を支援する団体の方々からご意見をいただこうと予定しております。その次に、そのご意見を踏まえた上で、今のところ4月18日本曜日もしくは19日金曜日に令和6年度第1回目の男女共同参画審議会を開催し、皆様にパブリックコメントにお示しする素案をお見せしたいと考えております。日程が決まりましたら、まずお電話で確認をさせていただきたいと思っておりましたので、よろしくお願ひいたします。その後になりますけれども、5月上旬に議員の方々にご説明を差し上げまして、5月下旬辺りからパブリックコメントを1ヶ月間実施する予定にしております。それと並行しまして、先ほどもありました花巻市の各地域協議会と地域自治推進委員会におきまして、地域の皆様方に素案についてご説明をしたいと思っております。併せて、その段階でも当事者の方々にも4月4日に伺ったご意見をこのように入れておられますということをお話していくたいと思っております。最終的には議会に上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方には非常にタイトなスケジュールとなっておりますが、今後ともご協力の程、よろしくお願ひいたします。

高橋会長

今後のスケジュールについて伺いました。

本日の審議全体としては、パートナーシップ制度の条例化に当たっては、ファミリーシップや事実婚も含めるということで、ご意見が一致したと思います。細部にわたっては、先進事例とかそういうふうなものを検討しながら、あるいは当事者とか関係団体の意見を拝聴しながら進めていくということです。また、第3次計画の場合も同じですけれども、制度を作つて市民に周知するというところで、いろいろ考えられているようですけれども、その辺りを配慮いただきたいということなのかなと思いました。

審議は終了いたしましたので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

藤井地域振興部長

今年は何度もご協議をいただきましてありがとうございます。特に今日はパートナーシップへの考え方を示しましたが、それに対する意見をたくさんいただきましてありがとうございます。皆様方おわかりのとおりだと思いますが、要綱であれば市はこうやりますというだけで済むのですが、条例となると市民参画をしつつ、市民の代表であります議員の皆様方にも審議いただいて、進めていくことになります。今日の意見を聞いて、花巻市内での理解を進めるためには、条例の内容というよりも、制度の内容について分かりやすいパンフレットなどを作ることが大事なのかなと思いました。それから、当事者の声を聞く場合には、本当はどのようなことを認めてもらいたいのかというところを伺つた方がいいということで、ご意見を賜ったと思っております。いずれ、パートナーシップ、ファミリーシップの関係で、民間の保険とかでも様々出てきていることもありますし、例えば退職金のこととか企業としてはどうなのかなというところもあるかもしれません。直接の担当ではないのですが、そういうことも併せて考えることが必要なのかなと思います。岩手県では広域化ということで、例えば市町村でパートナーシップ関係にあると認めている方については、県営の病院でも家族として認めて病状を聞けるようにするということもやっているのですが、一番大事なのは、ある町で認められたけど他の町では認められないというところもあるかと思うので、やはり行政の課題とすれば広域化というところも一緒に考えていかなければならぬのかなと思っております。今後条例の内容や進め方について皆様方にご審議いただくときには、そういう面でもご協議いただきたいと思いますので、来年度

4月早々から皆様方にご審議いただくわけですが、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

5 閉会

鈴木地域づくり課
長

最後にお時間をいただきまして、事務局より今後の審議会の開催予定についてお伝えを申し上げます。

先ほどもお伝えいたしましたけれども、次回は4月18日もしくは19日にご参集をいただきたいと考えております。日程決まり次第、お電話でご連絡するほか、詳細はお手紙でお送りいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、人事異動の対象となっている方もいらっしゃるかと思いますので、委員の交代がある場合には、事務局の地域づくり課までご一報いただければと思っております。

皆様におかれましてはお忙しいところお願いばかりで大変申し訳ございません。今後とも何卒よろしくお願ひいたします。それでは、これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

(午後3時30分閉会)